

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和2年3月4日認可した。

令和2年3月13日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
観音寺市柞田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）北岡地区
三豊干拓土地改良区	単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修事業）干拓5号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修事業）干拓10号地区
観音寺市一ノ谷池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池護岸改修事業）一ノ谷池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）原下川地区
観音寺市豊田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）中嶋地区
観音寺市大野原町花稻土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）又平地区
五郷土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）井関下盤地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）落合地区